

2024年7月5日
LINE証券株式会社

LINE FX 各種書面の新設・改定について

LINE FX の各種書面を下記の通り新設・改訂いたしますのでお知らせいたします。

記

1.新設日・改定日

2024年8月10日

2024年8月13日

2.対象書面

2024年8月10日

<新設>

- ・リフィニティブプライバシーステートメント

<改定>

- ・店頭外国為替証拠金取引約款
- ・LINE FX 取引ルール
- ・店頭デリバティブ取引に関するリスク説明書
- ・反社会的勢力でないことの確約に関する同意
- ・LINE FX システム障害時の対応

2024年8月13日

<改定>

- ・店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面
- ・利益相反管理方針

3.改定内容

以下の内容を改定いたします。

- ・証券サービスの終了などLINE証券の事業再編に伴う修正
- ・ログイン方法の変更、通知方法がLINEメッセージから電子メールへの変更に伴う修正
- ・口座開設の基準が70歳以下から75歳以下へ変更となることに伴う修正
- ・その他軽微な修正

改定後の書面は、改定日以降、ご利用ガイドよりご覧ください。

以上

店頭外国為替証拠金取引約款

改定日：2024年8月10日

旧	新
<p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第4条（LINE FX口座の開設）</p> <p>1.お客様は、次の各号に定める基準のすべてを満たす場合に、LINE FX を利用できる口座（以下、「FX 口座」といいます）の開設を申込みすることができるものとします。</p> <p>(1)日本国内にお住まいの <u>70</u> 歳以下の成人であること</p> <p>(2)日本国内で利用可能な <u>LINE アカウント</u>（本条第6項および第7項の要件を満たすものに限り）をお持ちであって、<u>LINE アプリ</u>が利用できること</p> <p>(3)～(14)（現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3.お客様が当社が定める方法により1項各号を満たした申し込みがなされた場合、当社の審査の結果、当社が口座開設を承諾した場合に限り、お客様は <u>LINE FX を行える</u>ものとします。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合であっても、当社はお客様に対しその理由および審査の内容を開示しないものとします。</p> <p>4.～5.（現行どおり）</p> <p>6.FX 口座の開設および利用に用いる <u>LINE アカウント</u> は、お客様専用の <u>LINE アカウント</u> でなければならず、また、<u>別人名義の口座（FX 口座か、それ以外の口座かを問いません）</u> に使われているのと同様の <u>LINE アカウント</u> を使って当社にFX 口座を開設することまたはLINE FX を行うことはできないものとします。</p> <p>7.お客様が別途当社に証券取引口座を開設されている場合など、当社のサービスをご利用される場合、<u>すべて同一の LINE アカウント</u> で利用するものとします。</p> <p>8.本約款において、「外国 PEPs」とは以下のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>①～③（現行どおり）</p>	<p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第4条（LINE FX口座の開設）</p> <p>1.お客様は、次の各号に定める基準のすべてを満たす場合に、LINE FX を利用できる口座（以下、「FX 口座」といいます）の開設を申込みすることができるものとします。</p> <p>(1)日本国内にお住まいの <u>75</u> 歳以下の成人であること</p> <p>(2)日本国内で利用可能な <u>電子メールアドレス</u>（本条第6項の要件を満たすものに限り）をお持ちであって、<u>電子メールの受信</u>ができること</p> <p>(3)～(14)（現行どおり）</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3.お客様が当社が定める方法により1項各号を満たした申し込みがなされた場合、当社の審査の結果、当社が口座開設を承諾した場合に限り、お客様は <u>LINE FX を利用できる</u>ものとします。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合であっても、当社はお客様に対しその理由および審査の内容を開示しないものとします。</p> <p>4.～5.（現行どおり）</p> <p>6.FX 口座の開設および利用に用いる <u>電子メールアドレス</u> は、お客様専用の <u>電子メールアドレス</u> でなければならず、また、<u>別人名義の FX 口座に使われているものと同様の電子メールアドレス</u> を使って当社にFX 口座を開設することまたはLINE FX の利用を行うことはできないものとします。</p> <p>（削除）</p> <p>7.本約款において、「外国 PEPs」とは以下のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>①～③（現行どおり）</p>

旧	新
<p>第5条（現行どおり）</p> <p>第6条（通知方法および取扱いへの承諾）</p> <p>1.LINE FXにかかるお客様への個別の連絡については、原則としてお客様の <u>LINE アカウントへのメッセージ送信による方法、またはLINE FX サイト等</u>にお知らせを掲載する方法により行います。ただし、場合によっては、<u>電話、電子メール、郵送等の手段</u>でも通知を行うことがあります。なお、お客様は、<u>LINE アプリが利用できない場合は、当社からの連絡事項を確認できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>2.（現行どおり） （新設）</p> <p>3.お客様の届け出た住所宛に、当社により郵送等でなされたLINE FXに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p> <p>第7条～第20条（現行どおり）</p> <p>第21条（LINE FX 利用の制限）</p> <p>1.当社は、お客様の資産状況、取引状況等を勘案の上、第2条第3項に基づき当社がお客様に情報提供を求めたにもかかわらず、お客様が情報提供を十分に行わない場合、お客様が第4条1項および第5項から第7項に定めるFX口座の開設要件を口座開設時点で満たしていなかったことまたはその後満たさなくなったこと（ただし、口座開設後に<u>70歳</u>を超えたことを除きます）が判明した場合等その他当</p>	<p>第5条（現行どおり）</p> <p>第6条（通知方法および取扱いへの承諾）</p> <p>1.LINE FXにかかるお客様への個別の連絡については、原則としてお客様の<u>電子メールアドレスへの電子メール送信による方法、またはLINE FX サイト等</u>にお知らせを掲載する方法により行います。ただし、場合によっては、<u>電話、SMS、郵送等の手段</u>でも通知を行うことがあります。なお、お客様は、<u>LINE FX に登録した電子メールアドレスで電子メールの受信</u>ができない場合は、当社からの連絡事項を確認できない場合があることをあらかじめ承諾するものとし、<u>所定の手続きにしたがって遅滞なく電子メールアドレスの変更登録をするものとします。</u></p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3.お客様は、<u>口座開設の申込み時、電話番号の変更時、ログイン時等の際に必要なに応じてLINE FXへ登録している、または登録しようとしている電話番号宛にSMSにより認証コードやお知らせを送信することがあることをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>4.お客様の届け出た住所宛に、当社により郵送等でなされたLINE FXに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p> <p>第7条～第20条（現行どおり）</p> <p>第21条（LINE FX 利用の制限）</p> <p>1.当社は、お客様の資産状況、取引状況等を勘案の上、第2条第3項に基づき当社がお客様に情報提供を求めたにもかかわらず、お客様が情報提供を十分に行わない場合、お客様が第4条1項および第5項から第7項に定めるFX口座の開設要件を口座開設時点で満たしていなかったことまたはその後満たさなくなったこと（ただし、口座開設後に<u>75歳</u>を超えたことを除きます）が判明した場合等その他当</p>

旧	新
<p>社が別途定める基準により、お客様の FX 口座における取引を制限することができるものとします。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (LINE FX 利用の禁止等)</p> <p>1. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちにお客様の FX 口座における LINE FX の利用を制限もしくは禁止し、または FX 口座の閉鎖を行うことができるものとします。またその場合、当社は、合理的に必要な範囲で、本約款に基づく義務の履行を停止できるものとします。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) お客様が第 4 条 1 項および第 5 項から第 7 項に定める FX 口座の開設要件を口座開設時点で満たしていなかったこと、またはその後に満たさなくなったこと (ただし、口座開設後に <u>70 歳</u> を超えたことを除きます) が判明し、当社が LINE FX の利用を不適切と認めた場合</p> <p>(8)～(21) (現行どおり)</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (期限の利益の喪失および強制決済等)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様に何ら通知することなく、当社の任意により、お客様の計算においてすべての建玉を決済することができるものとします。また、その場合、当社は任意で、お客様の FX 口座および証券取引口座において、取引注文および出金・出庫指示の新規受付を停止すること、ならびに既存の取引注文および出金・出庫指示を取り消すことができるものとします。</p> <p>3. 前二項の場合において、当社はお客様に通知することなく、<u>以下第 2 号および第 3 号に定める売却または反対売買を行うこと、ならびに以下各号記載の方法により得られた金銭を、法定の順序にかかわらず、適宜当該残債務の弁済に充当することができるものとします。</u></p> <p>(1) <u>お預かりしている現金および他の取引の保証金として差し入れられている現金</u></p>	<p>社が別途定める基準により、お客様の FX 口座における取引を制限することができるものとします。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (LINE FX 利用の禁止等)</p> <p>1. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちにお客様の FX 口座における LINE FX の利用を制限もしくは禁止し、または FX 口座の閉鎖を行うことができるものとします。またその場合、当社は、合理的に必要な範囲で、本約款に基づく義務の履行を停止できるものとします。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) お客様が第 4 条 1 項および第 5 項から第 7 項に定める FX 口座の開設要件を口座開設時点で満たしていなかったこと、またはその後に満たさなくなったこと (ただし、口座開設後に <u>75 歳</u> を超えたことを除きます) が判明し、当社が LINE FX の利用を不適切と認めた場合</p> <p>(8)～(21) (現行どおり)</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (期限の利益の喪失および強制決済等)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項各号の事由のいずれかが生じた場合、お客様に何ら通知することなく、当社の任意により、お客様の計算においてすべての建玉を決済することができるものとします。また、その場合、当社は任意で、お客様の FX 口座において、取引注文および出金の新規受付を停止すること、ならびに既存の取引注文および出金を取り消すことができるものとします。</p> <p>3. 前二項の場合において、当社はお客様に通知することなく、<u>お預かりしている金銭を法定の順序にかかわらず、適宜当該残債務の弁済に充当することができるものとします。</u></p>

旧	新
<p><u>(2)お預かりしている有価証券（他の取引の保証金として差し入れられている代用有価証券を含みます）をお客様の計算で任意に売却し、それにより得られた取得金から諸費用を差し引いた残高</u></p> <p><u>(3)他の取引で保有している建玉についてお客様の計算で任意で反対売買し、それにより得られた取得金から諸費用を差し引いた残高</u></p> <p>（以降、現行どおり）</p>	<p>（以降、現行どおり）</p>

LINE FX 取引ルール

改定日：2024年8月10日

旧	新
<p>1.FX 口座の開設</p> <p>LINE FX 口座の開設申請後に、口座開設審査を行っております。</p> <p>審査にあたり、当社が必要と判断した場合はお電話で確認させていただくことがあります。</p> <p>口座開設基準を満たしていても審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由については開示いたしませんのでご了承ください。</p> <p>審査結果は、<u>LINE メッセージ</u>にてお送り致します。</p> <p>2.~10. (現行どおり)</p> <p>11.ロスカット・アラート・プレアラート</p> <p>(1)値洗い</p> <p>当社では、証拠金の値洗いを随時行っております。</p> <p>証拠金維持率の結果により、一定の水準を下回ると「プレアラート」「アラート」「ロスカット」となります。</p> <p>◆プレアラート</p> <p>証拠金維持率が 140%を下回った状態です。</p> <p>◆アラート</p> <p>証拠金維持率が 120%を下回った状態です。</p> <p>◆ロスカット</p> <p>証拠金維持率が 100%を下回った状態です。</p> <p>プレアラート、アラート、ロスカットと判定された場合には、あなたへのお知らせ、および <u>LINE メッセージ</u>にてお知らせいたします。また、ロスカットと判定された場合、<u>LINE メッセージ</u>にてお知らせするとともにロスカットルールが適用されます。</p> <p>※プレアラート、アラートのお知らせは、取引日ごとに最初に判定されたとき又は、同一取引日においてロスカットルールが適用された後に最初に判定されたときのみお知らせいたします。</p> <p>※あなたへのお知らせは、ログイン後の LINE FX メニュー>お知らせ よりご確認ください。</p>	<p>1.FX 口座の開設</p> <p>LINE FX 口座の開設申請後に、口座開設審査を行っております。</p> <p>審査にあたり、当社が必要と判断した場合はお電話で確認させていただくことがあります。</p> <p>口座開設基準を満たしていても審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由については開示いたしませんのでご了承ください。</p> <p>審査結果は、<u>電子メール</u>にてお送り致します。</p> <p>2.~10. (現行どおり)</p> <p>11. ロスカット・アラート・プレアラート</p> <p>(1)値洗い</p> <p>当社では、証拠金の値洗いを随時行っております。</p> <p>証拠金維持率の結果により、一定の水準を下回ると「プレアラート」「アラート」「ロスカット」となります。</p> <p>◆プレアラート</p> <p>証拠金維持率が 140%を下回った状態です。</p> <p>◆アラート</p> <p>証拠金維持率が 120%を下回った状態です。</p> <p>◆ロスカット</p> <p>証拠金維持率が 100%を下回った状態です。</p> <p>プレアラート、アラート、ロスカットと判定された場合には、あなたへのお知らせ、および <u>電子メール</u>にてお知らせいたします。また、ロスカットと判定された場合、<u>電子メール</u>にてお知らせするとともにロスカットルールが適用されます。</p> <p>※プレアラート、アラートのお知らせは、取引日ごとに最初に判定されたとき又は、同一取引日においてロスカットルールが適用された後に最初に判定されたときのみお知らせいたします。</p> <p>※あなたへのお知らせは、ログイン後の LINE FX メニュー>お知らせ よりご確認ください。</p>

旧	新
<p>※<u>LINE メッセージ</u>は、当社システム障害等により遅延や不着等が発生する場合があります。なお、配信されなかった通知の再配信は行いません。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>12.現金不足金 決済等により損失の額が差し入れている証拠金の現金残高の額を上回った場合は現金不足となります。現金不足となった場合は、お客様は速やかに当該現金不足の額以上の現金を入金する必要があります。 <u>※発生した現金不足の額以上の現金を入金いただけない場合、且つ当社に証券口座をお持ちの場合には、当社の任意で証券口座から LINE FX 口座へ振替を行い、充当する場合があります。また、当社の任意で証券口座内にある株式等の資産を処分することがあります。</u></p> <p>13.入出金 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) 【ご注意事項】 ※入金元の金融機関口座および出金先の金融機関口座は、LINE FX 口座と同一名義である必要があります。 ※入金、出金は原則 24 時間、毎日受付けます。ただし、次の時間を除きます。 ▪ 金融機関のサービス利用時間外（入金の場合のみ） ▪ 定時メンテナンス時間 金曜日の取引終了後（土曜日朝）～土曜日 12:00 ▪ 臨時メンテナンス時間 ※お客様からの入金を確認した後であっても、当社および金融機関の事務処理の都合上、入金の実映までに時間がかかる場合があります。 ※インターネットの通信環境や当社および金融機関のシステム障害等の諸事情により入金の実映タイミングが遅延する場合があります。 ※入出金状況の詳細は、ログイン後の入出金明細よりご確認ください。 ※<u>LINE メッセージ</u>による入出金通知は、当社システム</p>	<p>※<u>電子メール</u>は、当社システム障害等により遅延や不着等が発生する場合があります。なお、配信されなかった通知の再配信は行いません。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>12.現金不足金 決済等により損失の額が差し入れている証拠金の現金残高の額を上回った場合は現金不足となります。現金不足となった場合は、お客様は速やかに当該現金不足の額以上の現金を入金する必要があります。 (削除)</p> <p>13.入出金 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) 【ご注意事項】 ※入金元の金融機関口座および出金先の金融機関口座は、LINE FX 口座と同一名義である必要があります。 ※入金、出金は原則 24 時間、毎日受付けます。ただし、次の時間を除きます。 ▪ 金融機関のサービス利用時間外（入金の場合のみ） ▪ 定時メンテナンス時間 金曜日の取引終了後（土曜日朝）～土曜日 12:00 ▪ 臨時メンテナンス時間 ※お客様からの入金を確認した後であっても、当社および金融機関の事務処理の都合上、入金の実映までに時間がかかる場合があります。 ※インターネットの通信環境や当社および金融機関のシステム障害等の諸事情により入金の実映タイミングが遅延する場合があります。 ※入出金状況の詳細は、ログイン後の入出金明細よりご確認ください。 ※<u>電子メール</u>による入出金通知は、当社システム障</p>

旧	新
<p>△障害等により遅延や不着等が発生する場合があります。原則、配信されなかった通知の再配信は行いませんが、お客様の入力された情報に不備があり、入出金処理ができなかった場合は、通知の再配信を行います。</p> <p>14.その他留意事項 (1)FX の制限 関係法令、諸規則、店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面、<u>LINE FX 約款</u>、および本取引ルール等を遵守されない場合には、その後の取引を制限する場合があります。</p> <p>(以降、現行どおり)</p>	<p>害等により遅延や不着等が発生する場合があります。原則、配信されなかった通知の再配信は行いませんが、お客様の入力された情報に不備があり、入出金処理ができなかった場合は、通知の再配信を行います。</p> <p>14.その他留意事項 (1)FX の制限 関係法令、諸規則、店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面、<u>店頭外国為替証拠金取引約款</u>、および本取引ルール等を遵守されない場合には、その後の取引を制限する場合があります。</p> <p>(以降、現行どおり)</p>

店頭デリバティブ取引に関するリスク説明書

改定日：2024年8月10日

旧	新
<p>1.～6.（現行どおり）</p> <p>7.信用リスク 店頭外国為替証拠金取引は、当社とお客様の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、<u>下記のカバー取引相手先とカバー取引を行っております。</u>従って、お客様は当社及びカバー取引相手方の業務、または財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。なお、当社においては、お客様から差し入れられた証拠金は金銭預託により自己資金とは区分して管理しております。</p> <p>8.～10.（現行どおり）</p> <p>11.取引時間外の取引リスク 当社の取引時間は、<u>日本の祝日</u>を除く、日本時間の月曜日から土曜日までの午前7時から午前6時50分（米国夏時間は午前5時50分）までとなっております。当社の取引時間外における取引においては、障害発生時も含め、十分なサポートが提供されない可能性があります。</p> <p>（以降、現行どおり）</p>	<p>1.～6.（現行どおり）</p> <p>7.信用リスク 店頭外国為替証拠金取引は、当社とお客様の相対取引であり、また、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、<u>カバー取引相手先とカバー取引を行っております。</u>従って、お客様は当社及びカバー取引相手方の業務、または財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。なお、当社においては、お客様から差し入れられた証拠金は金銭預託により自己資金とは区分して管理しております。</p> <p>8.～10.（現行どおり）</p> <p>11.取引時間外の取引リスク 当社の取引時間は、<u>1月1日</u>を除く、日本時間の月曜日から土曜日までの午前7時（<u>火曜日から金曜日は午前7時10分</u>）から午前6時50分（米国夏時間は午前5時50分）までとなっております。当社の取引時間外における取引においては、障害発生時も含め、十分なサポートが提供されない可能性があります。</p> <p>（以降、現行どおり）</p>

反社会的勢力でないことの確約に関する同意について

改定日：2024年8月10日

旧	新
<p>日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の定めにより、お客様が、初めて有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設されようとする際には、「反社会的勢力でないことの確約」をご確認いただき、お客様から反社会的勢力でない旨の確約をいただいております。</p> <p>(以降、現行どおり)</p>	<p>一般社団法人 金融先物取引業協会の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の定めにより、お客様が、初めて有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設されようとする際には、「反社会的勢力でないことの確約」をご確認いただき、お客様から反社会的勢力でない旨の確約をいただいております。</p> <p>(以降、現行どおり)</p>

LINE FX システム障害時の対応

改定日：2024年8月10日

旧	新
<p>1. (現行どおり)</p> <p>2. システム障害が生じた場合のお知らせ方法 システム障害が確認され、インターネット経由での取引に支障をきたした場合、「システム障害のお知らせ」の掲載・通知をもって、システム障害発生の連絡とします。</p> <p>このお知らせは、システム障害が起きていることを迅速にご連絡することを主旨としています。掲載時には障害の詳細が把握できていないことが予想されます。詳細については、確認が取れ次第、随時ご連絡します。</p> <p>お客様への告知、お知らせ場所は、障害状況により次のいずれかにより行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LINE FX サイトへの掲載 ・ LINE FX アプリへの掲載 ・ LINE 証券ホームページへの掲載 ・ <u>LINE のメッセージ</u>による通知 <p>(以降、現行どおり)</p>	<p>1. (現行どおり)</p> <p>2. システム障害が生じた場合のお知らせ方法 システム障害が確認され、インターネット経由での取引に支障をきたした場合、「システム障害のお知らせ」の掲載・通知をもって、システム障害発生の連絡とします。</p> <p>このお知らせは、システム障害が起きていることを迅速にご連絡することを主旨としています。掲載時には障害の詳細が把握できていないことが予想されます。詳細については、確認が取れ次第、随時ご連絡します。</p> <p>お客様への告知、お知らせ場所は、障害状況により次のいずれかにより行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LINE FX サイトへの掲載 ・ LINE FX アプリへの掲載 ・ LINE 証券ホームページへの掲載 ・ <u>電子メール</u>による通知 <p>(以降、現行どおり)</p>

リフィニティブプライバシーステートメント

新設日：2024年8月10日

旧	新
(新設)	<p>当社は、Refinitiv Limited 社（「Refinitiv」）が提供するデータベース・スクリーニングツールである World-Check を選定しました。World-Check は、詐欺及びマネーロンダリング防止目的の本人確認、制裁、贈収賄防止、腐敗防止及びテロ防止法に関連する措置を含むデューデリジエンス・スクリーニングに使用されます。当該本人確認では公知情報のデータベース及び登録リストを通じて個人データを確認する必要がある場合があります。World-Check のプライバシーに関する声明はこちら（https://www.refinitiv.com/en/products/world-check-kyc-screening/privacy-statement）をご参照ください。</p>

店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

改定日：2024年8月13日

旧	新
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 注文について</p> <p>FX取引を行うにあたっては、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。</p> <p>FX取引の注文は、当社が定めた注文受付時間内のみ可能となります。</p> <p>注文にあたっては、「注文の種類」「通貨ペア」「新規又は決済、FIFOの別」「注文数量」「注文価格」「注文の有効期限」等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。</p> <p>両建て（同一通貨ペアで売り建玉と買い建玉を同時に保有すること）は、お客様の判断で行うことは可能ですが、両建てはお客様にとって、買値と売値の差、売り建玉と買い建玉に適用するスワップポイントの差を負担することなどのデメリットが<u>あらい</u>、経済合理性を欠くおそれがあります。</p> <p>お客様は、当社が提示する通貨の価格（提示価格）が、市場実勢相場と大幅に乖離している等、合理的に誤りと判断される場合には、当該提示価格は無効とし、当該提示価格に基づいた約定の訂正または取消を行う場合があることを、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>インターネットにおいてのみ受け付けます。システム障害時を含め、原則として電話による注文等は受け付けていませんのでご了承ください。</p> <p>3.~5. (現行どおり)</p> <p>6. 税金について</p> <p>店頭外国為替証拠金取引に係る利益（決済により発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 注文について</p> <p>FX取引を行うにあたっては、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。</p> <p>FX取引の注文は、当社が定めた注文受付時間内のみ可能となります。</p> <p>注文にあたっては、「注文の種類」「通貨ペア」「新規又は決済、FIFOの別」「注文数量」「注文価格」「注文の有効期限」等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。</p> <p>両建て（同一通貨ペアで売り建玉と買い建玉を同時に保有すること）は、お客様の判断で行うことは可能ですが、両建てはお客様にとって、買値と売値の差、売り建玉と買い建玉に適用するスワップポイントの差を負担することなどのデメリットが<u>あり</u>、経済合理性を欠くおそれがあります。</p> <p>お客様は、当社が提示する通貨の価格（提示価格）が、市場実勢相場と大幅に乖離している等、合理的に誤りと判断される場合には、当該提示価格は無効とし、当該提示価格に基づいた約定の訂正または取消を行う場合があることを、あらかじめ了承するものとします。</p> <p>インターネットにおいてのみ受け付けます。システム障害時を含め、原則として電話による注文等は受け付けていませんのでご了承ください。</p> <p>3.~5. (現行どおり)</p> <p>6. 税金について</p> <p>店頭外国為替証拠金取引に係る利益（決済により発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別</p>

旧	新
<p>所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。損益は差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。</p> <p>※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p> <p>詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>なお、今後、税制改正等が行われる可能性があります。それに伴い、本取引に係る課税関係が変更される可能性があります。</p>	<p>所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。損益は差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。</p> <p>※復興特別所得税は、平成25年から令和19年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p> <p>詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>なお、今後、税制改正等が行われる可能性があります。それに伴い、本取引に係る課税関係が変更される可能性があります。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p> <p>■ 国際収支 (International Balance of Payments) 一定期間内の一国全体の対外経済取引を要約して示したものです。なお、国際収支は、財・サービスの輸出入取引を示す経常勘定と、資本の取引を示す資本勘定に大別されます。</p> <p>■ 順張り・逆張り 相場のトレンド、方向性に沿って取引することを順張り、相場の方向性に逆らって取引することを逆張りといいます。たとえば、ドル/円相場で、ドル高の傾向にある場合に、この先もドル高が続くという予測のもとにドルを買うのが順張り、そろそろドル高も反転するという予測のもとにドルを売るのが逆張り。</p> <p>■ ツー・ウェイ・プライス (Two-way Price) 為替レートを表示する際に、売値と買値の両方を同時に提示すること。ドル円が 117.50-55 と提示すると、提示されたお客様は、50 で売ることができ、55 で買うことができます。同時にレートを提示することにより取引の透明性を保っています。</p> <p>■ ロールオーバー (Rollover)</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p> <p>■ 国際収支 (International Balance of Payments) 一定期間内の一国全体の対外経済取引を要約して示したものです。なお、国際収支は、財・サービスの輸出入取引を示す経常勘定と、資本の取引を示す資本勘定に大別されます。</p> <p>■ 順張り・逆張り 相場のトレンド、方向性に沿って取引することを順張り、相場の方向性に逆らって取引することを逆張りといいます。たとえば、ドル/円相場で、ドル高の傾向にある場合に、この先もドル高が続くという予測のもとにドルを買うのが順張り、そろそろドル高も反転するという予測のもとにドルを売るのが逆張り。</p> <p>■ ツー・ウェイ・プライス (Two-way Price) 為替レートを表示する際に、売値と買値の両方を同時に提示すること。ドル円が 117.50-55 と提示すると、提示されたお客様は、117.50 で売ることができ、117.55 で買うことができます。同時にレートを提示することにより取引の透明性を保っています。</p> <p>■ ロールオーバー (Rollover)</p>

旧	新
<p>建玉の受渡日の繰り延べを行なうこと。(期日延長) 原則、外為取引(スポット)は2営業日後が受渡日となりますが、受渡日を自動的に繰り延べし、建玉を持ち続けられるようにするために行います。</p> <p>■ FF レート (Federal Funds Rate) 米国の代表的な短期金利で、金融政策の誘導目標金利になっています。銀行は一定の割合で予定残高を連邦準備銀行に預けておく必要があり、準備金に余裕がある銀行は、資金を他行に貸し付けて運用しています。フェッド・ファンドを市中銀行同士で貸し借りする時の利率をフェデラル・ファンド・レートといいます。</p>	<p>建玉の受渡日の繰り延べを行なうこと。(期日延長)。 原則、外為取引(スポット)は2営業日後が受渡日となりますが、受渡日を自動的に繰り延べし、建玉を持ち続けられるようにするために行います。</p> <p>■ FF レート (Federal Funds Rate) 米国の代表的な短期金利で、金融政策の誘導目標金利になっています。銀行は一定の割合で預金残高を連邦準備銀行に預けておく必要があり、準備金に余裕がある銀行は、資金を他行に貸し付けて運用しています。フェッド・ファンドを市中銀行同士で貸し借りする時の利率をフェデラル・ファンド・レートといいます。</p>
<p>金銭の預託</p>	<p>金銭の預託</p>
<p>■この契約の終了事由 「<u>LINE FX 約款</u>」に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解約されます。</p> <p>当社の概要について 連絡先 https://line-sec.co.jp/contact/fx 加入協会 <u>日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会</u></p> <p>お取引内容に関するお問い合わせ等について 連絡先 LINE FX お問い合わせフォーム https://line-sec.co.jp/contact/fx</p>	<p>■この契約の終了事由 「<u>店頭外国為替証拠金取引約款</u>」に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解約されます。</p> <p>当社の概要について 連絡先 https://line-fx.com/inquiry/start 加入協会 一般社団法人金融先物取引業協会</p> <p>お取引内容に関するお問い合わせ等について 連絡先 LINE FX お問い合わせフォーム https://line-fx.com/inquiry/start</p>
<p>(以降、現行どおり)</p>	<p>(以降、現行どおり)</p>

利益相反管理方針

改定日：2024年8月13日

旧	新
<p>利益相反管理方針の概要</p> <p>1.～3.（現行どおり）</p> <p>4.利益相反管理の対象となる会社の範囲 当社は、当社及び以下の会社を利益相反管理の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 当社の親金融機関等及び子金融機関等 ▪ その他当社において管理が必要と認める会社（<u>野村アセットマネジメント株式会社</u>など） <p>（以上）</p>	<p>利益相反管理方針の概要</p> <p>1.～3.（現行どおり）</p> <p>4.利益相反管理の対象となる会社の範囲 当社は、当社及び以下の会社を利益相反管理の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 当社の親金融機関等及び子金融機関等 ▪ その他当社において管理が必要と認める会社 <p>（以上）</p>

F01_917(2024.8)